

2016年（平成28年）9月2日

殿

東京中小企業家同友会

代表理事兼政策渉外本部長 三宅 一男

〒170-0005 東京都千代田区九段南 4-7-16 市ヶ谷 KT ビル 3F

電話 03-3261-7201 FAX03-3261-7202

2017年度東京都中小企業関係予算要望と政策提言

はじめに

私ども東京中小企業家同友会（会員数 2098 名 平均従業員数 55.0 名）は 1957 年設立以来、自助努力による企業の持続的発展と、中小企業を取り巻く経営環境の改善を求めて参りました。その一環として 1974 年以降、政策提言と予算要望を東京都並びに都議会各党にお伝えし、その実現と相互理解に努めて参りました。

東京都は 2020 年東京大会を控え、国際社会での重要な地として存在感を高めていますが、一方で高齢化が進み、産業構造も変化していくことが予想されています。

都民生活を雇用の面からまた財やサービスの供給の担い手の面から支える中小企業の役割はますます大きなものとなり、新陳代謝を高めること以上に企業が安定して成長できる仕組みや制度を整えることが重要であると考えます。そのためには、中小企業の多くが悩む人手不足の問題、公平な競争のルールを整備するとともに、行政区や団体、管轄など従来の枠組みを超えた、より大きな視点での一層の充実が不可欠であると考えています。その観点から本要望をまとめました。

I. 私たちの基本姿勢

- 私たちは中小企業、小規模企業を社会経済の根幹と位置づけた中小企業基本法、小規模企業振興基本法、中小企業憲章の理念を志向し、真の中小企業立国実現を願うものです。
- 私たちは事業を通じて、地域の発展と雇用の確保、市場の創出を目指すことにより、将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与することが何より大切だと考えています。
- 私たちは事業経営に当たって、多様で活力ある成長発展を図るべく、自社の経営理念を明確にし、社員と共に経営方針・経営計画をつくり、それを実践する経営指針の確立を提唱しています。
- 私たちは働く人が誇りを持てる職場作りと社会貢献をめざし、納税者としての責任を果たします。

II. 私たちの基本提言および重点要望

その理念実現に向けて以下の 4 つを要望いたします。

- 中小企業・小規模企業の経済的・社会的役割に基づき、長期的かつ総合的な産業振興の理念、意義などを明確にすること。
- それに資するべく中小企業・小規模企業団体の円卓会議を設けること。

- その理念に基づき、長期的観点から必要とされる中小企業振興施策を戦略的に実行すること
- 現行の中小企業・小規模企業向け振興施策の効果測定を元に、中小企業経営者・小規模企業者の自助努力を助長する施策の一層の拡充を図ること

Ⅲ 当面の具体的要望

1. 中小企業・小規模企業の社会的経済的な役割についての理解を高めること

- ① 中央省庁で行っている職員の新人キャリア研修を東京都でも取り入れ、中小企業の現場を知るプログラムを実施すること
- ② 中学生に向けた職業観の醸成を図るにあたり、職場体験（わく（Work）わく（Work）Week Tokyo）などの取り組みを維持拡充すること。また、職場体験や講座開催にあたっては、時期や内容など企業側の条件を勘案した柔軟なカリキュラムを実施すること。

2. 人材不足対策について

- ① 公共職業訓練の一層の拡充を図ること

産業構造の変化に伴い、求職者に求める技能や知識が高度化している。職業能力開発センターや都の委託を受けた職業訓練の質の向上や就職支援の強化に努めているが、企業が求める人材不足の解消には至っていない。特に介護や福祉、情報産業、建設業などの人手不足が深刻である分野を中心に、公共職業訓練の一層の拡充をはかること。

- ② 待機児童や介護難民の解消に向けた施策の一層の拡充をはかること

東京都では、これまでも重点政策として育児および介護への支援を行ってきた。しかし、代替要員を確保することが難しい中小企業においても、従業員が育児や介護などを理由に離職に至るケースは多く見られる。

- ③ ジョブコーチの専門性を高め、就業規則見直しも含めた包括的な障害者受け入れ体制の向上など、企業の円滑な障害者受け入れを促進するための研修へ助成を行うこと。また、手続きの簡略化をすすめるとともに障害者雇用に長けた専門家の育成を行うこと。

- ④ 最低賃金引き上げが及ぼす中小企業・小規模企業への影響を把握し、その影響を極小化すること

3. 経営力強化について

- ① 老朽化した建屋・拠点設備の修繕・建て替えも含めた生産性拡大にかかる費用について、積極的な制度融資および助成制度を設けること。
- ② 東京信用保証協会が行う協会保証制度の経営者保証ガイドライン対応保証について、現行の運転資金 3 年、設備投資 5 年の返済期間をそれぞれ 2 年延長し、企業革新のインセンティブを設けるとともに、利用者にとっても使い勝手の良い制度にすること。
- ③ ものづくり企業立地継続支援事業助成金などの現行制度の適用業種を広げること。
- ④ 中小企業が研究機関や試験研究機関に眠る知的財産の活用を促進し、コーディネート機関総合サービス機関を設置すること
- ⑤ BCP 策定支援事業の継続強化を図ること。関連し、BCP 策定し、また定期的に見直し、定着が進んだ企業に対するインセンティブ制度を設けること
- ⑥ オリンピック ビジネスチャンスナビ（受発注システム）の活用促進を一層すすめること

4. 事業承継および新陳代謝の促進について
 - ① 事業後継者の個人保証が不要となる借り換え融資制度の維持拡充
 - ② 固定資産税は収益力や担税力に応じた課税方式に改めること
 - ③ 円滑な事業承継対策を行うため、個人保証を外すことを目的とした借り換え融資制度を拡充すること
 - ④ 信用保証制度に基づく求償債務の管理について、法的整理以外での債務整理のスキームを整備すること。
5. 都発注の適正なルールについて
 - ① 適正な価格での発注・落札となるよう、発注単価や歩掛の公表を行うこと。
 - ② 公共設計業務の入札のオープン化を徹底的に進めるとともに、省力化・談合防止のためにも電子申請・電子入札を推進すること
 - ③ 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の大筋合意したことを受け、東京都でも中小企業への発注拡大に影響が出ないように配慮すること
 - ④ 公正な競争状態の構築のため、社会保障未整備企業や残業代未払いの事業者や、納入実績を得るための適正価格以下での入札を行う事業者の排除条項を設置すること
6. 多摩地域の産業振興について
 - ① 多摩モノレール延伸および横田基地軍民共用化を早期に実現すること
 - ② 多摩地域の産業振興にあたり、都の出先機関（出張所等）および支援機関の相談窓口を増設し、利用者にとっての利便性を高めること
 - ③ 電力や燃料などエネルギーの地産地消に先進的に取り組み、多摩地域の中小企業の活力を引き出し、雇用を創出すること
7. その他
 - ① 公金の私的流用などの問題によって、都知事が続けて任期中に辞職したことは都政への信頼を失わせる。公金の使途について基準を設けるなど、再発防止となるルール作りを行うこと

以上